

## 学校における合理的配慮の推進に当たって

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官

あおき りゅういち  
青木 隆一



### 1 はじめに

特別支援教育は今年4月で10年目を迎えた。この節目の年に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）が施行になった。本法の施行に伴い、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止はもちろん、本人や保護者から意思の表明のあった合理的配慮の提供が、国公立学校においては義務化（私立学校においては努力義務）され、各学校には、これらに適切に対応することが求められている。

### 2 学校における合理的配慮への対応

障害者差別解消法の施行により合理的配慮の提供が法令上義務化されたことで、不安に思っている方がおられるのではないだろうか。そこで、各学校が合理的配慮等に対応していく際のポイントを以下に述べる。

#### (1) 合理的配慮等の正しい理解

なにより合理的配慮や基礎的環境整備について、その趣旨や背景も含めて正しく理解することが重要である。「障害者の権利に関する条約」の署名から批准に至るまでの法令等の整備をはじめとする国内の動向、障害者差別解消法に基づく政府の基本方針や「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」、更に千葉県が独自に策定している「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」等を一読するなどして、何のための合

理的配慮なのかを改めて御確認いただきたい。特に教育分野においては平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下、「中教審報告」という）が参考となる。

#### (2) 組織での対応

特別支援教育実施の責任者である校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とし、特別支援学校のセンター的機能も活用しながら、全教職員が合理的配慮等に関われるような校内体制の構築が重要である。一部の担当者だけに任せきりにするようなことは適切ではない。また、学校だけでは対応が困難な場合には、設置者である教育委員会や外部の専門家等とも連携していくことが大切である。

#### (3) これまでの実践を大切に

各学校は、これまでも一人一人の子どもの障害の状態や特性等を踏まえ、教育的ニーズに応じた様々な配慮や支援を行ってきた。例えば、視覚に障害のあるAさんが黒板を見やすいように座席位置を教室の前方にしたり、配付プリントを拡大コピーしたり、拡大読書器やタブレット型端末などを活用したりして、Aさんが学習しやすいよう配慮をしている。このような実践こそ合理的配慮等を考えていく上での財産である。自信をもって取り組んでほしい。なお、中教審報告では、「学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、今回、『合理的

配慮』の観点として改めて整理した」としている。

#### (4)本人・保護者との対話

合理的配慮がその子どもにとって適切なものとなるためには、本人・保護者の思いに寄り添いながら、学校からの丁寧な情報提供や説明が欠かせない。本人・保護者の思いと学校でできることが合致せずに合意形成が難しい場合であっても「対立」ではなく「建設的対話」を通して、合意形成に向けた対応が大切である。合理的配慮をしない理由ではなく、合理的配慮をする方法を考えていただきたい。

#### (5)柔軟な対応

合理的配慮について具体的に検討する際、均衡を失した又は過度の負担を踏まえることになる。例えば、車いすを使用するBさんの保護者から「二階の教室に行かれるようにエレベーターを設置してほしい」という申し出があった場合、財政面からエレベーターの設置が難しいと判断せざるを得ないこともある。その際、過重な負担になるので合理的配慮を提供できないという結論ではなく、代替案を考えるなど柔軟に対応する必要がある。この場合の合理的配慮の本質は、エレベーター設置の可否ではない。Bさんにとって必要な学習の場が二階にあり、一階から移動できないことで、Bさんが学習を受けられない状態になることへの対応こそが本質である。この本質を踏まれば、教職員で介助体制を組む、あるいは学習に必要な教室を一階にするなどの方法も考えられるのではないか。

#### (6)合理的配慮の見直し・改善

一度決定した合理的配慮は固定的なものではない。子どもの発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直し、更に改善を図っていくことが大切である。なお、見直しと改善ができることを本人・保護者と共通理解しておくことが重要である。

#### (7)引継ぎを確実に行うこと

進学等の移行期において、合理的配慮が途切れることのないように引き継ぐことが

大切である。特に小学校から中学校への進学など学校段階が変わるときは留意が必要である。その際、引継ぎのツールとして、個別の教育支援計画が有効である。合理的配慮の内容等を個別の教育支援計画に明記し、作成する段階から活用する段階へとシフトさせることが大切である。また、組織として確実に引き継げるシステムを整えることも大切である。

#### (8)基礎的環境整備の充実

学校も含めて設置者である教育委員会は、合理的配慮の基礎となる「基礎的環境整備」を充実させていくことが、ますます重要になってくる。基礎的環境整備の充実は合理的配慮の充実につながるとともに、合理的配慮の充実が基礎的環境整備の充実につながる。両者は、表裏一体の関係であると言える。

#### (9)データベースの活用

合理的配慮に関する研修や実際の検討に当たっては、国立特別支援教育総合研究所の「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」に掲載されている合理的配慮等の実践事例を参考にいただきたい。その際、掲載事例はあくまで参考であり、目の前の子どもにそのまま当てはまるものではないことに留意が必要である。「掲載されている事例は、どの子どもにも必ずやらなければならない」、「具体例に掲載されていることさえやれば、法律に適切に対応したことになる」と考えられがちだが、いずれも誤りである。

### 3 おわりに

今後、インクルーシブ教育システムの構築がより一層推進されるなか、合理的配慮は我が国の共通言語になってくる。千葉県のだこの学校においても、障害のある子供が当たり前のように十分な教育が受けられるようになっていくことを願っている。

## 学校における合理的配慮の提供

国立特別支援教育総合研究所上席総括研究員

はらだ きみひと  
原田 公人



### 1 障害者の権利に関する条約

平成18年(2006年)の国連総会において、障害に基づくあらゆる差別の禁止や障害者が社会に参画し、包容されることを促進することなどを規定する「障害者の権利に関する条約」(以下、障害者権利条約)が採択された。わが国は、平成19年9月に署名、平成20年5月に条約発効、平成26年1月に批准した。

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、「障害者の機能等の最大限の発達と社会への効果的な参加を可能とすることを目的として、障害のあるものとなないものがともに学ぶ仕組み」であり、一般的な教育制度から排除されないこと、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることである。

### 2 特別支援教育の理念と児童生徒数

わが国の特別支援教育は、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの(平成19年文部科学省初等中等教育局長通知)」とされている。

平成27年度の義務教育段階にある全児童生徒数は、1,009万人である。その中で、特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている人数は、全体の3.58%の約36万人であった。児童生徒数が毎年減少する中で、特別支援学校、

小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は、毎年約1.5万人から2万人ほど増えている。

### 3 インクルーシブ教育システムにおける合理的配慮・基礎的環境整備

中央教育審議会初等中等教育分科会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」について報告した(平成24年7月)。その中で、合理的配慮と基礎的環境整備について、以下のように述べている。

#### (1)合理的配慮

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、個別に必要とされるものである。また、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないとされている。

#### (2)基礎的環境整備

障害のある子どもに対する支援は、各自治体で、それぞれ教育環境の整備を個別に行う。これらは合理的配慮の基礎となる基礎的環境整備であり、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じた「合理的配慮」を提供する。

#### (3)学校における合理的配慮

合理的配慮は、基礎的環境整備の上に成り立っていることがポイントである。つまり、提供した合理的配慮の内容が、同じ障

害の状態である別の学校で同様に提供され  
るとは限らない。学校の基礎的環境整備に  
より、個別に提供できる合理的配慮の  
内容が異なることはあり得る。合理的  
配慮とは、あくまでも個に応じてなされ  
るものであることに留意する必要がある。

また、基礎的環境整備とは、施設・設  
備の整備、学校（特別支援学校・特別  
支援学級・通級による指導）を設置す  
ること、個別の教育支援計画や個別の  
指導計画の作成・指導等を意味する。  
これらは学校の実態に応じて整備す  
ることになる。

## 4 障害者差別解消法

### (1)趣旨

障害者差別解消法は、「障害者基本法」  
第4条に定められた、「差別の禁止」と  
いう基本原則を具体化するために作ら  
れた法律であり、平成28年4月1日に  
施行された。この法律では、差別的取  
扱いの禁止について、国、地方公共団  
体等、民間事業者とも、「差別してはな  
らない」という法的義務である。「合  
理的配慮の提供」については、国や地  
方公共団体等は、「提供しなくてはな  
らない」という法的義務、民間事業者  
は、「提供するよう努めなければならない  
」という努力義務とされている。

### (2)文部科学省所管事業分野の対応指針

平成27年11月、文部科学省は所管  
事業分野の対応指針について告示した。  
この中で、不当な差別的取扱いに当  
たらぬ具体例として、「障害のある幼  
児、児童及び生徒のため、通級による  
指導を実施する場合において、また特  
別支援学級及び特別支援学校におい  
て、特別の教育課程を編成すること」  
が述べられている。

合理的配慮に関しては、「障害者等の  
相談等に的確に対応するため、研修等  
を通じて、法の趣旨の普及・障害に関  
する理解の促進を図ることが重要」、  
「教職員の理解の在り方や指導の姿  
勢が幼児、児童、生徒及び学生に大  
きく影響することに十分留意し、児  
童生徒等の発達段階に応じた支援方  
法、発達障害、高次脳機能障害等の  
理解、児童生徒等の間で不当な差別  
的取扱い

が行われている場合の適切な対応方  
法等も含め、研修・啓発を行う」、  
「有識者会議等による報告書に示さ  
れた合理的配慮の考え方を踏まえて  
対応する」、  
「相談体制の整備は、校長がリーダー  
シップを発揮するとともに、学校と  
本人のみでは合意が困難な場合は、  
設置者である学校法人が適切に対応  
する」ことなどがあげられている。

## 5 学校における合理的配慮の提供

学校における合理的配慮の提供に関  
して、校長のリーダーシップの下に校  
内の相談支援体制の整備が求められ  
ている。

学校では、まず、本人や保護者から  
の合理的配慮について申し出や意思表  
明を的確に受け止めることが重要であ  
る。相談窓口としては、学級担任や特  
別支援教育コーディネーターが担うこ  
とになるが、個人ではなく学校として  
対応するという意識で臨むことが大切  
である。合理的配慮（必要となる理に  
かなった変更・調整）を要する事案に  
ついては、校内委員会などにおいて、  
「実態把握は適切であるか」、「障  
害者権利条約第24条の目的に合致す  
るか」、「過重な負担か」などの観点  
から検討し、方針を決定する。そして  
、本人・保護者との合意形成に向けた  
調整を行う。特に、過重な負担とな  
ると判断した場合、代替案を提示す  
るなど、建設的な対話となるように心  
掛けることが重要である。

本人・保護者との合意形成（方針決  
定）が図れた段階で、具体的に個別  
の教育支援計画に明記する（合理的  
配慮は、個別の教育支援計画が決定的  
な役割を果たす）。この後、PDCA  
サイクルに基づいて、合理的配慮の  
提供（実施）、定期的な評価、必要  
な見直しという、継続した支援が行  
われることになる。特に、定期的な  
見直しに際しては、十分な教育を提  
供できているかについての視点から  
検討する。

なお、校内では、校長以下、報連相  
（報告・連絡・相談）の体制を整備  
し、全て学校のみでの解決を図るの  
ではなく、必要に応じて、教育委員  
会や外部専門家による指導助言を受  
けることも重要である。

# 千葉県教育委員会職員対応要領の概要と 「ヒント集」の活用について

県総合教育センター特別支援教育部

## 1 はじめに

平成 24 年 7 月に出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」や平成 25 年 6 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）の制定等により、各学校においては、障害のある子どももいない子どももともに学ぶための仕組みを作るために、合理的配慮に対する理解を深めることとなっている。

県教育委員会では、4 月から施行となっている障害者差別解消法への対応として、平成 28 年 3 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」（以下、「千葉県教育委員会職員対応要領」という。）を策定し、関係機関に通知した。加えて、各県立学校長には「公立学校における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供義務について」を通知し、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供について、趣旨を理解した上で、各学校での適切な対応を求めている。

## 2 千葉県教育委員会職員対応要領の概要

この要領は、本県教育委員会に属する職員が事務・事業を行うに当たり、障害者の権利利益を侵害することとならないように、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止（第 2 条）や障害者に対する合理的配慮の提供（第 3 条）等遵守すべき事項に

加えて、所属長等管理監督者の責務（第 4 条）や職員の懲戒処分（第 5 条）、相談体制の整備（第 6 条）等についても定めている。

また、留意事項として、差別的取扱いと合理的配慮等に関する基本的な考え方や具体例を示しているのので、以下に抜粋する。

### (1) 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

① 障害があることを理由に、窓口対応を拒否したり、対応の順序を後回しにする。

② 障害があることのみを理由に学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。

### (2) 合理的配慮の基本的な考え方

① 障害者の権利に関する条約第 2 条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

② 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、（中略）、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。

### (3)合理的配慮の具体例

- ①スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、本人の意向を聞いたうえで、スクリーン等に近い席を確保する。
- ②肢体不自由のある児童生徒に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり、走運動における走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- ③読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業でのタブレット端末等のICT機器使用を許可する。
- ④入学試験等において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、大文字による試験問題の提供を行う。
- ⑤意思疎通が難しい障害者に対し情報を伝えるときは、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。また、本人が領いていたとしても口頭のみならずメモを渡し、伝達事項を確認する。

これらの具体例は過重な負担が存在しないことを前提としていることと、あくまでも例示であり、障害者の特性等に考慮する必要がある。詳細については本文を参照していただきたい。学校では、本人や保護者の立場に寄り添いながら、学校としてどこまでが可能でどこからが困難なのか、根拠を示し保護者や本人に説明等をして、合理的配慮に関する共通理解をしていくことが大切である。

## 3 学校における合理的配慮と基礎的環境整備に向けて

これから各学校では建設的で柔軟な合理的配慮の提供をしていくことが求められるが、合理的配慮を充実させるためには、合理的配慮の基礎となる環境整備である基礎的環境整備の充実が欠かせない。その際に重要な視点として、どの子にとっ



てもわかりやすく、学習活動に参加しているという充実感や達成感がもてる授業づくりや学級づくりが大切になってくる。

千葉県総合教育センターでは、「ユニバーサルデザインの考え方に学ぶ どの子も『わかる』『できる』をめざす支援の工夫 ヒント集」(以下「ヒント集」という。)を作成し、各学校に配付した。

特別な教育的ニーズのある子どもには必要で、その支援を行うことで他の子どもにとっても、より「わかる」「できる」につながるという見方が、ユニバーサルデザインの視点である。具体的には、一人一人の実態や教育的ニーズを把握し、発問や指示、教材教具、板書、教室環境、授業形態などを実態等に応じて工夫をすることで、どの子にとってもわかりやすい授業につながるという考え方である。このヒント集には、「情報提示」「環境整備」「学級集団づくり」の3つの視点と9つの支援の目的、25の支援の工夫例と35の具体的取組例を記載している。

このユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、どの子も「わかる」「できる」を実感できる授業づくりや安心できる学級づくりにつながり、全ての子どもに対する基礎的環境整備として、支援が必要な子どもに対しては合理的配慮として、活用できると考える。

## 4 おわりに

共生社会の形成に向けて、学校では全ての教職員が障害者差別解消法や千葉県教育委員会職員対応要領に関する内容を理解し、合理的配慮の表明に対して、学校で適切に対応して実践していくことが求められている。

これまでの特別支援教育の視点を生かしながら、更なる充実のために、目の前にいる子どもたちが、授業内容がわかる、学習に参加している実感・達成感がもてる、充実した時間を過ごすことができる、ようにするにはどうしたらよいかを考え、学校として組織的に取り組むことが望まれる。

## 学校における合理的配慮と基礎的環境整備とは

～インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業を通して～

浦安市教育委員会

### 1 浦安市が目指す特別支援教育

浦安市では、教育ビジョンの基本理念に「未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる浦安っ子の育成」を掲げ、自分を信じ様々な事にチャレンジして、個々に描く夢に向かって進む子どもの育成を図ってきました。

特に、多様な教育的ニーズを必要とする子どもたちへの特別支援教育の充実に向けては、市独自に「まなびサポート事業」を立ち上げ、医師や臨床心理士、スーパーバイザー等で構成する「まなびサポートチーム」による就学相談を進め、子どもたちが安心して学び、居場所のある環境づくりに努めてきました。

### 2 インクルーシブ教育システム構築モデルスクール委託事業（文部科学省）

平成25年度より文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデルスクール事業」の委託を受け、実践研究を進めてきました。一人一人の困難さに寄り添い、障がいのあるなしにかかわらず、共に学び生き生きと学校生活を送るための基礎的環境整備や合理的配慮を明らかにし、具体的な手立てや対応を蓄積することができました。

#### (1)実施方法

- モデル校における合理的配慮の提供に向けた校内体制の強化及び具体的な指導助言を行うため、専門的知識・経験を有する合理的配慮協力員を配置する。
- 連携協議会を開催し、まなびサポートや県立特別支援学校のセンター的機能を活用し本研究の円滑かつ効果的な推進を図る。
- 個々のニーズに応じたICT機器等を効果的に活用する支援方法を取り入れて、どの

子もわかる授業づくりを支援する。

- モデル校の取組や成果を市内に発信し、情報の共有化と周知に努め、どの学校でも特別な教育的支援の必要な子どもに対し、適切な合理的配慮が提供できるよう推進する。

#### (2)合理的配慮の実践事例の蓄積及び校内体制づくりの成果

- モデル校では、「インクルーシブ教育システム」「基礎的環境整備」「合理的配慮」についての研修会を年度当初に組み入れた結果、教職員が共通理解をした上で協力して研究を進めていこうという前向きな姿勢が生まれた。
- ユニバーサルデザインの視点を生かした教室・学校環境づくりを進め、統一感のある環境を実現することができた。
- 県立特別支援学校コーディネーター・合理的配慮協力員・教科指導員等から適切な助言を受けたことで、具体的な合理的配慮について学ぶことができ、支援の日常化につながった。

#### (3)基礎的環境整備の充実について

- 本市では、校舎のバリアフリー化、市が雇用した心身障がい児補助教員等配置の人的支援、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成及び活用を推進するとともに、個別学習対応のための学習支援室を計画的に整備し、基礎的環境整備の充実に取り組んできた。

#### (4)情報の共有化について

- 授業公開・報告書・市の実践事例発表会により、モデル校以外の教職員へ合理的配慮の提供の仕方やどの子もわかる授業づくりの実践を紹介し、一般化を図ること



ができた。

### 3 弱視の児童への配慮の事例

#### (1)児童の実態

##### 情緒面

- 困っていても自分で解決しようと努力する。
- 他者から遅れないようにという意識が強い。

##### 学習面

- 書見台、拡大教科書や単眼鏡、ルーペなどの補助具を必要に応じて自らの意思で活用している。
- 地図や目盛りなど細かい情報を把握するのに困難が見られる。
- 黒板の全体をとらえて、板書を写すことに困難がみられる。
- 声を頼りに行動しているために、周囲が騒がしくなると行動が遅れることがある。

- ・ 黒板や掲示物は必要なものをだけ掲示した。
- ・ 板書は見やすい文字の大きさや行間、チョークの色のコントラストを意識した。
- ・ 座席は、本児の希望を優先し一番前の中央とした。(板書の歪みが少ない場所)
- ・ 体育や外遊びでは、音の出るボールやラインなど、目印となるものの色に配慮した。

#### (2)児童への合理的配慮

##### 情緒面

- 児童が困った時には担任や補助教員に伝えられるような関係づくりを行った。

- ・ 授業中に机間指導をする際は、児童の近くに行き、見えにくさや作業のしにくさがないかを見守り、声をかけた。
- ・ 保護者と定期的に面談し、状況把握や次学年への引継ぎ事項等について確認をした。

##### 《授業・学級づくり》

- 周囲の児童の理解を深めるため、理解授業を行い、お互いが支え合える学級づくりを行った。
- 「まちがえても大丈夫」という安心感のある指導・学級づくりをした。

##### 学習面

- 授業中に児童が、必要に応じてタブレット

を使用できる教室環境づくりを行った。

- 聞くことに集中できるように、学級全体で学習のルールを確認した。
- 補助具が適時にすぐ使える工夫をした。

- ・ 拡大教科書や補助具が十分に活用できるよう机を2台使用した。
- ・ 学習全体を理解し見やすくするためにタブレットのカメラ機能を活用し、板書やドリルなどの必要部分を拡大した。
- ・ 教科書をデータ化したものをタブレットに取り込んで活用しやすくした。

#### (3)児童の変容

##### 情緒面

- サポートが必要な場合は、自分から担任や補助教員に声をかける場面が増えた。
- 気持ちに余裕ができたことによって、ゆとりをもって他児と関わる場面が増えた。

##### 学習面

- 自分で判断し、必要に応じて、補助具を活用できるようになった。
- タブレットの活用により、問題を解いたり、板書を写したりするなど、学習活動が速く行えるようになり、意欲的に挙手する姿も多くみられるようになった。



近くのもの、遠くのものを見やすく  
～タブレット端末を使用～

### 4 最後に

本市では、各小・中学校が、「まなびサポートチーム」や関係機関と連携を取りながら、専門的・多面的な視点から助言を受けて、継続的に合理的配慮の提供に努めています。それにより、子どもたちを取り巻くクラス環境の改善がみられ、保護者と合意形成を図りながら子どもたちの育成に取り組んでいます。